

議第61号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第6項中「(週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

時間外勤務手当の割増し等の対象となる時間外勤務の範囲を拡大する必要があるので提案する。